

親会社等の開示義務 に関する細則案

制度調査部
横山 淳

2005年証券法改正

【要約】

2005年10月21日、金融庁は、今年6月に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」に関する政省令案を公表した。

その中には、西武鉄道事件を背景に導入される「親会社等の開示義務」の細目案も含まれている。

具体的には、開示義務が課される「親会社等」の範囲（上場会社の議決権の過半数を直接又は間接に所有）や開示書類の書式などが明らかにされている。

はじめに

2005年10月21日、金融庁は「証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）、企業内容等開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案（案）、継続開示課徴金に関する内閣府令（仮）の公表について」を発表した¹。

これは今年6月に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」²（以下、2005年証券法改正法）の細目を定める政省令案である。2005年証券法改正法の主な改正事項をまとめると次のようになる。

親会社等状況報告制度（上場会社の親会社等の開示義務）

TOB制度の見直し

英文による継続開示

継続開示義務違反に対する課徴金制度の創設

本稿では、今回公表された政省令案のうち、「親会社等状況報告制度（上場会社の親会社等の開示義務）」に関連する部分を紹介する。

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/syouken/f-20051021-5.html>）に掲載されている。なお、金融庁は今回公表された政省令案について、2005年11月7日までパブリック・コメント手続を通じて、広く意見を募集している。

² 実際の条文は金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162_02g.pdf）に掲載されている。

1 . 親会社等状況報告書とは

昨年明らかとなった西武鉄道事件を巡って、上場会社を実質的に支配する親会社について、親会社自身が上場等をしていなければ開示義務が課されないという問題が指摘された³。こうした場合、親会社自身の情報が十分に開示されていないため、投資家は子会社（上場会社）の状況を把握できるだけの十分な情報が提供されていないこととなる。

こうした問題を受けて、2005 年証取法改正法では、上場会社の親会社等に対しても情報開示を義務付けることとしたのである。その際に、上場会社の親会社等が提出しなければならない開示書類が「親会社等状況報告書」である（証取法 24 の 7 ）⁴。これによって、法律（証券取引法）に基づく強制力を伴った親会社等の開示義務が導入されることとなったのである。

今回公表された政省令案では、「親会社等状況報告書」の提出義務者や開示事項などの細目が明らかにされている。

2 . 親会社等状況報告書の提出義務者

(1) 「親会社等」の範囲

2005 年証取法改正法では、「親会社等状況報告書」の提出義務が課されるのは、次の者（以下、「親会社等」という）としている（証取法 24 の 7 ）。

有価証券報告書の提出義務が課されている会社（注 1）の議決権の過半数を所有している会社
その他の有価証券報告書の提出義務が課されている会社（注 1）と密接な関係を有する会社

（注 1）上場有価証券又は店頭売買有価証券の発行会社に限る。

（注 2）ただし、又は に該当する会社でも、その会社自身に有価証券報告書の提出義務が課されている場合は除く。

（注 3）会社以外の組織形態の場合についても準用される（証取法 24 の 7 ）。

基本的には、上場会社の議決権の過半数を所有する親会社（非上場）に、「親会社等状況報告書」による開示義務が課されることとなる（上記）。問題となるのは、上記の「密接な関係を有する会社」の範囲である。

今回公表された政令案では、「密接な関係を有する会社」を具体的に次のように規定している（証取法施行令案 4 の 7）。

(a)自己又は他人名義（仮設人名義を含む）で、（上場会社の）議決権の過半数を所有している。
(b)その会社自身と、その会社の「被支配会社等」（注）とが合算して、（上場会社の）議決権の過半数を所有している。

（注）「被支配会社等」とは次の法人その他の団体をいう。

³ この問題を巡っては、その他にも、有価証券報告書を通じた「提出会社の親会社の情報」の開示や、証券取引所の規則改正による親会社等の会社情報についての適時開示制度の充実なども行われている。

なお、コクドが西武鉄道を支配するという西武事件の構造を巡っては、開示の問題以外にも、規模の小さな非上場親会社が、規模の大きな上場子会社を支配するという「資本関係のねじれ」も大きな問題として指摘された。これも重要な問題ではあるが、直接、2005 年証取法改正法や今回の政省令案とは関係しないので、割愛する。

⁴ 厳密には、適時開示については、2005 年 3 月 1 日以後決定・発生したのから適用が開始され、決算情報の開示については、2005 年 3 月 1 日以後終了する事業年度等から適用が開始される。

- その会社が自己又は他人の名義をもって議決権の過半数を所有している会社
- その会社と、その会社の他の「被支配会社等」とが合算して、議決権の過半数を所有している会社

前記(a)は、他人名義であっても実質的に上場会社の議決権の過半数を所有している場合にも、「親会社等」に該当し「親会社等状況報告書」の提出義務が課されることを意味している。

前記(b)は、子会社や孫会社などを通じて、間接的に上場会社の議決権の過半数を所有している場合も、「親会社等」に該当し「親会社等状況報告書」の提出義務が課されることを意味している。

(2) 提出義務の免除

2005 年証取法改正法では、「親会社等」に該当するものであっても、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、政令で定めるところにより内閣総理大臣⁵の承認を受けたとき」は、「親会社等状況報告書」の提出義務が免除されている（証取法 24 の 7 但書）。

今回公表された政省令案では、具体的に、次のケースに該当する者が必要書類を添えて申請を行った場合は、「親会社等状況報告書」の提出義務の免除を承認するとしている（証取法施行令案 4 の 9、4 の 10）。

清算中

相当の期間営業を休止

更生手続開始の決定

3 . 「親会社等状況報告書」の開示事項

2005 年証取法改正法では、「親会社等状況報告書」の開示事項は、次のように定められている（証取法 24 の 7 ）。

親会社等の株式を所有する者に関する事項

その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項

今回公表された政省令案では、「親会社等状況報告書」の様式（第 5 号の 4 様式、第 10 号の 3 様式）を明らかにして、開示事項の詳細を示している（開示府令案 19 の 5 など）。

「親会社等」が内国会社の場合（第 5 号の 4 様式）は、具体的には次のような形での開示が求められている。

⁵ 実際の権限は、財務局長等に委任されることが予定されている（証取法 194 の 6 、証取法施行令案 39 ）。

(参考) 親会社等状況報告書の記載事項 (第5号の4様式案)**第1【提出会社の状況】****1【株式等の状況】****(1)【所有者別状況】**

区分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							計	単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)									
所有株式 数 (単 元)									
所有株式 数の割合 (%)								100	

(2)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
計	-		

2【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数
計					

第2【商法の規定に基づく計算書類等】

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 営業報告書
- 4 附属明細書

(注) 監査役 (又は監査委員会) の監査報告書や、(会計監査人の監査を受けている場合) 会計監査人の監査報告書の添付も求められる。

4 . 「親会社等状況報告書」の提出時期

「親会社等状況報告書」の提出は、(親会社等の)事業年度ごとの提出と、期中に親会社等に該当することになった場合の提出という二つのケースがある。

事業年度ごとの提出については、(上場会社等の)親会社等は、原則として、その事業年度経過後 3 ヶ月以内に「親会社等状況報告書」を提出することが義務付けられている(証取法 24 の 7)。

今回公表された政省令案では、「親会社等」が外国会社である場合も、原則として 3 ヶ月以内の提出が求められている(証取法施行令案 4 の 8)。ただし、本国の法令又は慣行により 3 ヶ月以内に提出できないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた上で提出期限を遅らせることも認められる(同)。

なお、それまで(上場会社等の)親会社等でなかった会社が、期中に親会社等に該当することとなった場合、原則として、「親会社等状況報告書」を、遅滞なく、提出しなければならない(証取法 24 の 7)。この場合、「親会社等状況報告書」は、その親会社等となった会社の直前事業年度に関して作成することとなる(同)。

5 . 施行日

今回公表された政省令案について金融庁は、パブリック・コメント終了後、速やかに改正手続きを行い、2005 年 12 月 1 日から施行することを予定している。

ただ、実際の適用については、2005 年証取法改正法により、次のような取扱いが予定されている(附則 3)。

事業年度ごとの親会社等状況報告書の提出義務

.....2006 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

期中に親会社等に該当することとなった場合の親会社等状況報告書の提出義務

.....親会社等に該当することとなった日の属する事業年度の直前事業年度が 2006 年 4 月 1 日以後に開始するものから適用